

砂川市条例第6号  
令和4年3月16日

砂川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 善岡雅文

( 別 紙 )

## 砂川市税条例の一部を改正する条例

砂川市税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第147条中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号（ア）中「第159条」を「第159条第1項」に改める。

第159条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号（ア）及び（イ）中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号（ア）及び（イ）中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号（ア）及び（イ）中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

（ア） 前項第1号（ア）に規定する金額を減額した世帯	2,985円
（イ） 前項第2号（ア）に規定する金額を減額した世帯	4,975円
（ウ） 前項第3号（ア）に規定する金額を減額した世帯	7,960円
（エ） （ア）から（ウ）までに掲げる世帯以外の世帯	9,950円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

（ア） 前項第1号（ウ）に規定する金額を減額した世帯	885円
（イ） 前項第2号（ウ）に規定する金額を減額した世帯	1,475円
（ウ） 前項第3号（ウ）に規定する金額を減額した世帯	2,360円
（エ） （ア）から（ウ）までに掲げる世帯以外の世帯	2,950円

第159条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第27条中「第159条」を「第159条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第28条、第29条及び第31条から第38条までの規定中「第159条」を「第159条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第147条及び第159条（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）の改正規定並びに第159条の2（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 この条例（前条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の砂川市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。